

長野県告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ヘルパーステーション「グリーン」	松本市本庄二丁目11番35号	平成17年10月1日
宅老所たんぼの家	岡谷市湖畔一丁目28番16号	〃 〃
ヘルパーステーションみゆき	飯山市大字下木島9番地	〃 〃
佐久市社協ヘルパーセンター	佐久市取出町183番地	〃 〃
佐久市社協あいとびあ白田ヘルパーセンター	佐久市下越16番地5	〃 〃
佐久市社協浅科ヘルパーセンター	佐久市塩名田570番地	〃 〃
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	飯田市南信濃1550番地	〃 〃
飯田市社協上村ヘルパーステーション	飯田市上村742番地3	〃 〃
安曇野市社協ホームヘルプセンター明科	安曇野市明科東川手606番地2	平成17年10月3日
安曇野市社協ホームヘルプセンター三郷	安曇野市三郷明盛2198番地1	〃 〃
安曇野市社協ホームヘルプセンター穂高	安曇野市穂高5808番地1	〃 〃
安曇野市社協ホームヘルプセンター堀金	安曇野市堀金2132番地6	〃 〃
安曇野市社協ホームヘルプセンター豊科	安曇野市豊科4160番地1	〃 〃

(2) 訪問入浴介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
安曇野市社協訪問入浴介護事業所	安曇野市明科東川手606番地2	平成17年10月3日

(3) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問看護ステーションみゆき	飯山市大字下木島9番地	平成17年10月1日
訪問看護ステーションあおぞら	小県郡長和町古町2869番地1	〃 〃
飯綱訪問看護ステーション	上水内郡飯綱町大字牟礼2220番地	〃 〃
安曇野市社協訪問看護ステーション	安曇野市穂高5808番地1	平成17年10月3日

(4) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所星のさと	長野市篠ノ井会171番地	平成17年10月1日
宅老所たんぼの家	岡谷市湖畔一丁目28番16号	〃 〃
宅幼老所おおせぎ	飯田市大瀬木1108番地	〃 〃
宅老所ふれあい街道ニイハオ	飯田市鼎切石4080番地1	〃 〃
宅幼老所なかま	須坂市亀倉5番地1	〃 〃
宅老所ひなたぼっこ	中野市吉田750番地17	〃 〃
デイサービスセンターみゆき	飯山市大字下木島9番地	〃 〃
佐久市前山デイサービスセンター	佐久市前山38番地1	〃 〃
佐久市あいとびあ白田デイサービスセンター	佐久市下越16番地5	〃 〃
佐久市浅科デイサービスセンター	佐久市塩名田542番地7	〃 〃
ケアセンターふれあいの里	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字並木下14432番1	〃 〃
飯田市上村デイサービスセンター	飯田市上村844番地1	〃 〃
飯田市南信濃デイサービスセンター	飯田市南信濃1550番地	〃 〃
きたはらっぱ	東筑摩郡波田町5712番地85	〃 〃
宅幼老所なかむら	安曇野市穂高柏原1425番地1	〃 〃
安曇野市社協デイサービスセンター明科	安曇野市明科東川手606番地2	平成17年10月3日
安曇野市社協デイサービスセンター三郷	安曇野市三郷明盛2198番地1	〃 〃

安曇野市社協デイサービスセンター豊科第2	安曇野市豊科4160番地1	〃	〃
安曇野市社協デイサービスセンター穂高	安曇野市穂高5808番地1	〃	〃
安曇野市社協デイサービスセンター堀金	安曇野市堀金烏川2132番地4	〃	〃
安曇野市社協デイサービスセンター豊科第1	安曇野市豊科4156番地1	〃	〃
(5) 短期入所生活介護			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
短期入所生活介護ほのぼの	上田市大字住吉322番地	平成17年10月1日	
ハートケアあんきの森	飯田市毛賀1139番地1	〃	
ケアセンターふれあいの里	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字並木下14432番1	〃	
特別養護老人ホーム遠山荘	飯田市南信濃和田1550番地	〃	
(6) 認知症対応型共同生活介護			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
ケアセンターふれあいの里	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字並木下14432番1	平成17年10月1日	
(7) 特定施設入所者生活介護			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
ハートケアあんきの森	飯田市毛賀1139番地1	平成17年10月1日	
(8) 福祉用具貸与			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
テルウェル東日本長野介護センター	長野市七瀬中町161番地1アーバンネット七瀬ビル3F	平成17年10月1日	
(9) 介護療養型医療施設			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
飯綱町立飯綱病院	上水内郡飯綱町大字牟礼2220番地	平成17年10月1日	
2 指定居宅介護支援事業者			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
飯綱町立飯綱病院	上水内郡飯綱町大字牟礼2220番地	平成17年10月1日	
飯綱訪問看護ステーション	上水内郡飯綱町大字牟礼2220番地	〃	
居宅介護支援事業所フランセーズ悠まめじま	長野市大字大豆島360番地3	〃	
桜の園居宅介護支援事業所	長野市桜新町724番地4	〃	
宅老所たんぼの家	岡谷市湖畔一丁目28番16号	〃	
介護支援センターますと	飯田市上郷別府3313番地8	〃	
居宅介護支援事業所ひなたぼっこ	中野市吉田750番地17	〃	
佐久市社協居宅介護支援事業所	佐久市取出町183番地	〃	
佐久市社協あいとびあ臼田居宅介護支援事業所	佐久市下越16番地5	〃	
長和町和田指定居宅介護支援事業所	小県郡長和町和田2872番地	〃	
長和町長門指定居宅介護支援事業所	小県郡長和町古町2869番地1	〃	
ケアセンターふれあいの里	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字並木下14432番1	〃	
飯田市上村在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	飯田市上村742番地3	〃	
飯田市社協南信濃介護相談センター	飯田市南信濃1550番地	〃	
安曇野市明科居宅介護支援事業所	安曇野市明科東川手606番地2	〃	
安曇野市豊科居宅介護支援事業所	安曇野市豊科4160番地1	〃	
安曇野市堀金居宅介護支援事業所	安曇野市堀金烏川2132番地4	〃	
安曇野市穂高居宅介護支援事業所	安曇野市穂高9181番地	〃	
安曇野市三郷居宅介護支援事業所	安曇野市三郷明盛4810番地1	〃	
飯綱町在宅介護支援センター	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1	〃	
安曇野市社協居宅介護支援センター明科	安曇野市明科東川手606番地2	平成17年10月3日	
安曇野市社協居宅介護支援センター三郷	安曇野市三郷明盛2198番地1	〃	
安曇野市社協居宅介護支援センター穂高	安曇野市穂高5808番地1	〃	
安曇野市社協居宅介護支援センター堀金	安曇野市堀金烏川2132番地6	〃	
安曇野市社協居宅介護支援センター豊科	安曇野市豊科4160番地1	〃	

長野県告示第460号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第7条第4項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県生活環境部環境自然保護課及び長野県上小地方事務所並びに長和町役場において縦覧に供します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
美ヶ原自然再生施設	[区域] 小県郡長和町和田(和田山)

環境自然保護課

長野県告示第461号

長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)第19条第1項の規定により、次の区域を森林整備保全重点地域として指定します。

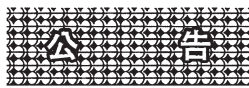
平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

名 称	区 域
根羽村森林整備保全重点地域	下伊那郡根羽村の区域のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域(別図1のとおり)
木祖村森林整備保全重点地域	木曾郡木祖村の区域のうち、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域(別図2のとおり)

(別図1及び2は省略し、別図1にあつては長野県林務部林政課、下伊那地方事務所林務課及び下伊那郡根羽村、別図2にあつては長野県林務部林政課、木曾地方事務所林務課及び木曾郡木祖村に備え置いて縦覧に供します。)

林 政 課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
平成17年度震度情報ネットワークシステム震度計移設工事
- (2) 工事箇所名
佐久市役所及び同市役所浅科支所、千曲市役所更埴庁舎、立

科町役場並びに売木村役場

- (3) 工事内容
仕様書のとおり
- (4) 履行期限
平成18年3月20日
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による電気通信工事業の許可を受けた者のうち、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱(昭和39年2月18日付け39監第109号)第2第1項に規定する資格総合点数(電気通信工事に係るものに限る。)が696点以上のものであること。
- (4) 長野県内に事業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理室危機管理・消防防災課
電話 026(235)7183

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成17年10月27日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県危機管理室危機管理・消防防災課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年10月28日 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当